

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年12月25日

分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 池田 哲郎

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度 名古屋港小型貨物自動車賃貸借
- (2) 業務内容 入札説明書による
- (3) 賃貸借期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、不落随契には移行しない。
- (5) 電子調達システムの利用
 - ① 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。ただし、紙入札業者のみの場合は紙入札に移行するものとする。
 - ② 電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

2. 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 上記2（2）の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 愛知県内に本店、支店又は営業所等が所在し、アフターメンテナンス体制が整備されていること。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所 品質管理課
電話 052-651-6728
- (2) 入札説明書の配付期間及び場所
配布期間：表1のとおり
配布場所：上記3（1）、当局ウェブサイト（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/i-ndex.html>）及び電子調達システム
なお、無償にて配付する。

- (3) 入札説明会の日時及び会場
入札説明会は行わないものとする。
- (4) 申請書の提出期間及び場所
提出期間：表1のとおり
提出場所：電子調達システムにより提出すること。
なお、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、上記3(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）により提出すること。
- (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
上記3(1)に同じ。
- (6) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
日 時：表1のとおり
提出方法：電子調達システムにより提出すること。
なお、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、表1記載の提出期間内に上記3(1)に持参又は書留郵便等により提出すること。
- (7) 開札の日時及び場所
開札時間：表1のとおり
開札場所：〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、当局の交付する入札説明書に示す申請書に必要な書類を添えて、提出期間内に提出しなければならない。
また、入札日の前日までの間において当局から当該書類に関する説明及び協議を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
本公告に示した調達を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した申請書等及び入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 詳細は入札説明書による。

表 1

入札説明書配布期間	平成29年12月25日9時30分から平成30年1月30日16時00分までの間に配布を行う。(但し土曜日・日曜日及び祝日には配布を行わない。)
競争参加資格確認申請書等提出期間	平成29年12月25日9時30分から平成30年1月18日16時00分までの間に提出を受け付ける。(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札書提出期限	平成30年1月30日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
開札日時	平成30年1月31日11時00分

入 札 説 明 書

中部地方整備局の一般競争に係る入札公告（平成29年12月25日付け）に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 名古屋港湾事務所長 池田 哲郎

2. 担当部局

〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所 品質管理課
TEL 052-651-6728

3. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成30年度 名古屋港小型貨物自動車賃貸借
- (2) 業務内容 別冊仕様書及び契約書（案）のとおり。
- (3) 賃貸借期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 別冊仕様書のとおり。
- (5) 電子調達システムの利用
 - ① 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願（様式-2）を提出するものとする。ただし、紙入札業者のみの場合は紙入札に移行するものとする。
 - ② 電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 上記4(2)の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 愛知県内に本店、支店又は営業所等が所在し、アフターメンテナンス体制が整備されていること。

5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 4. (2) の認定を受けていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、4. (2) 以外の参加資格条件を満たしているときは、開札時に4. (2) の認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 提出期間：表１のとおり

② 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）すること。

電子調達システムにより提出する場合は、証明書等提出画面の「添付資料」欄にの申請書等を添付し提出する。（電子ファイルの受信可能容量は３MBまで）。なお、電子ファイルが３MBを超える場合には、申請書については電子調達システムを利用して提出するものとし、それらの添付書類については上記２．に持参又は書留郵便等により提出するものとする。またその際、証明書等として下記の内容を記載した書面を電子調達システムにより提出すること（締切日時必着）。

- １．郵送等を行う旨の表示
- ２．郵送等を行う書類の目録
- ３．郵送等を行う書類のページ数
- ４．発送または持参年月日

③ ファイル形式：電子調達システムにより提出するファイルは、以下のいずれかの形式にて作成すること。なお、LZH又はZIP形式によるファイル圧縮は認める。

－太郎2011以下、Microsoft Word2010以下、Microsoft Excel2010以下、その他PDFファイル、JPEG又はGIF形式の画像ファイル。

(2) 申請書は様式－１により作成すること。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については表１に示す期日以降に通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) その他

- ① 提出された申請書等について分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- ② 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、当局の指示に従って行う場合を除き認めない。

6. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：表１のとおり

② 提出先：２．に同じ

③ 提出方法：電子調達システムにより提出するものとする。ただし、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、書面により提出先に持参又は書留郵便等により提出するものとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し電子調達システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

回答期限：表１のとおり

7. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書及び添付の仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：表１のとおり

- ② 提出場所及び提出方法：電子調達システムによる（その旨電話連絡すること）。ただし、紙入札方式の場合は２．まで持参又はFAXにて提出すること。なお、FAXにて提出する際は、送信後電話で必ず着信を確認すること。
- (2) (1) の質問に対する回答は、表１に示す期間まで、電子調達システムで提出されたものは電子調達システム及び上記２．にて、紙入札方式の場合は上記２．にて閲覧に供する。

8. 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出期間：表１のとおり

(2) 提出場所：電子調達システムを利用する場合は次のURLにて提出する。

電子調達システムのURL

<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

紙入札方式による場合は２．の担当部局へ提出する。

(3) 入札方法

① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、不落随契には移行しない。

(4) 提出方法

① 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は書留郵便等により提出すること。

② 紙入札方式により持参する場合は、様式－3により入札書を作成し、封かんのうえ、件名、宛名及び入札者の氏名を表記し、入札書の提出期間内に提出しなければならない。

③ 紙入札方式により書留郵便等により提出する場合は、二重封筒とし、中封筒を上記②の直接提出する場合と同様に作成し、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載し、上記２．宛の親展で、入札書の提出期間内に到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は無効とする。

② 一般競争（指名競争）参加資格を申請中の場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

③ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札条件に違反した者のした入札は無効とするとともに、無効の入札をした者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(7) 代理人による入札

① 紙入札方式により代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで代理委任状（様式－4）を提出しなければならない。

② 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

開札日時：表1のとおり

開札場所：〒455-0045 名古屋市港区築地町2番地
中部地方整備局 名古屋港湾事務所

(9) 開札

開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ① 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ② 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場した後においては、入札執行官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ④ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

(10) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 上記に従い入札書を提出した入札者であって、4. の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第85条の基準により、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ② 予算決算及び会計令第85条の基準について

- i 本件は、予算決算及び会計令第85条の基準対象になる場合、基準価格を下回った入札が行われたときは、落札者の決定を「保留」する。なお、落札者の決定は後日となるので、その結果については、追って通知する。

- ii 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならない。

- ③ 落札者となるべき者が二人以上ある時は、直ちに電子くじ又は紙くじを行い、落札者を決定するものとする。

紙くじの場合、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない時は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

(11) 入札書に関する注意事項

提出された入札書は中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得第6条各号に該当する者を除き、有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算の誤り等を理由として無効の訴えを提起できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止を行う。

9. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札参加者は、この入札説明書（別紙仕様書を含む）及び中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得を熟読し、これを遵守すること。
- (4) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - ② 書留郵便等により契約書を取り交わすことを希望する者は、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に分任支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において分任支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (5) 支払の条件
毎月払い
- (6) 入札説明会
本契約については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書等により履行するものとし、入札説明会は実施しない。
- (7) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基く指名停止を行うことがある。
- (8) 電子くじについて
- ① 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
 - ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする
 - 1) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - 2) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - 3) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

表 1	
競争参加資格確認申請書書等提出期間	平成29年12月25日9時30分から平成30年1月18日16時00分までの間に提出を受け付ける。 (但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札書提出期限	平成30年1月30日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
開札日時	平成30年1月31日11時00分
競争参加資格確認通知	平成30年1月24日
競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求期限	平成30年1月31日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答	平成30年2月7日
入札説明書等質問期間	平成29年12月26日9時30分から平成30年1月18日16時00分までの間に提出を受け付ける。 (但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札説明書等質問回答閲覧期限	平成30年1月30日

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名：
電話番号：

平成29年12月25日付けで入札公告のありました「平成30年度 名古屋港小型貨物自動車賃貸借」に係る競争に参加する資格要件について審査されたく、申請します。
なお、予算決算及び会計令第70条に該当する者でないことを誓約します。

紙入札方式参加願

1. 発注件名： 平成30年度 名古屋港小型貨物自動車賃貸借

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

平成 年 月 日

資格審査登録番号

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

FAX番号

メールアドレス

入札者

住所

企業名称

氏名

分任支出負担行為担当官

名古屋港湾事務所長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

入 札 書

契約名 平成30年度 名古屋港小型貨物自動車賃貸借

入 札	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額											

競争契約入札者心得及び入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

④

分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 殿

- (注) 1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
 2. 金額は「アラビア」数字で記入する。
 3. 金額の冒頭には、「¥」記号を記入する。

<記載例：個人委任の場合>

委 任 状

(↓入札を行う人の個人名・入札書の使用印鑑を押印)

私は ○○○○ (印) を代理人と定め、貴局の発注した
平成○○年度○○○○○○○○○○○○○○○○ (←契約件名を記入)
に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札、並びに見積を行うこと。

平成 年 月 日

住 所 ○○市○○区○○町○番地

○○○株式会社○○支店

氏 名 支店長 ○○○○ (印)

印

(↑社印・代表者印を押印)

分任支出負担行為担当官

名古屋港湾事務所長 殿

平成30年度名古屋港小型貨物自動車賃貸借 仕様書

本件は、名古屋港湾事務所において各種事業に係る監督、機材の運搬、工事等の連絡業務等に使用する小型貨物自動車を賃貸借するものである。

記

1. 賃貸借物件

別紙内訳書のとおり

2. 納入場所

名古屋市港区築地町2番地
国土交通省 中部地方整備局 名古屋港湾事務所

3. 賃貸借期間

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

4. 公租公課等

賃貸借料には、賃貸借物件に係る公租公課、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び各種手数料（任意保険は除く）を含めるものとする。

5. 保守

法定定期点検整備、車検及び一般修理を行うものとする。

一般修理とは、常時安全走行が出来るように行う修理・整備を指す。消耗物品（エンジンオイル、オイルエレメントは除く）の必要の都度交換、車体（事故等による外装等の破損は除く）に異常が生じた場合の修理（タイヤ・バッテリー交換、エアコン・カーラジオ等修理含む）を無償で行うものとする。

6. 年間走行予定距離

6,000km程度

7. 検査

当所検査職員の検査合格をもって検収とする。

8. 代金の請求及び支払方法

代金の請求は1ヶ月分をとりまとめて行い、当所が適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. その他

- (1) 月の途中から契約した場合、その月の賃貸借料は、月額 $\frac{1}{30}$ に借り上げた日数を乗じた金額とする。
- (2) 登録手続き等のため、履行開始日までに納車できない場合には、納車までの期間は発注者の承諾を得た別の車両を配置するものとする。
- (3) 本仕様書に明記なき事項について疑義が生じたときは、その都度両者協議のうえ決定するものとする。

内 訳 書

台 数	1 台
自動車の種別	普 通
用 途	貨 物
車体の形状	バ ン
乗 車 定 員	3 / 6 / 9 人 (9 人乗り車両)
排 気 量	2, 0 0 0 C C クラス
変 速 機	オートマチックトランスミッション
外 装 色	白色又は白色系統
環 境 性 能	平成 1 7 年度排出ガス 5 0 % 低減レベル以上 平成 2 7 年度燃費基準達成以上
装 備 ・ 付 属 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ エアコン ・ パワーステアリング ・ スペアタイヤ等応急装備 ・ タイヤチェーン ・ E T C ・ カーナビゲーション (テレビ機能のないもの) ・ サイドバイザー ・ フロアマット ・ リアシートベルト ・ ホイール付きスタッドレスタイヤ (冬期装着含む) ・ 標準車載工具 ・ パワーウインドウ (前席) ・ A M / F M ラジオ
参 考 車 種	<ul style="list-style-type: none"> ・ トヨタ ハイエース ・ ニッサン キャラバン

契 約 書

- 1 契 約 名 平成30年度 名古屋港小型貨物自動車賃貸借
- 2 物 件 名 別紙内訳書のとおり
- 3 設 置 場 所 名古屋港湾事務所
- 4 賃貸借期間 自 平成30年 4月 1日
 至 平成31年 3月31日
- 5 契 約 金 額 ¥
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
 月額 ¥
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 6 契 約 保 証 金 免除

上記賃貸借物件について、賃借人と賃貸人とは、次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書に基づき、仕様書等（別冊の仕様書、入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする賃貸借の契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、頭書記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中、この賃貸借の目的物（以下「物件」という。）を賃借人に貸与し、賃借人は、その賃貸借料を支払うものとする。
- 3 賃貸人は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は賃借人と賃貸人との協議がある場合を除き、物件を賃貸借するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、賃借人及び賃貸人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、賃借人及び賃貸人は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 賃借人及び賃貸人は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 賃貸人は、賃借人に貸与した物件を第三者に貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第3条の2 賃貸人は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 賃貸人は、前項の主たる部分のほか、賃借人が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 賃貸人は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、賃借人の承諾を得なければならない。ただし、賃借人が、設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 賃借人は、賃貸人に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(善良な管理者としての義務)

第4条 賃借人は物件を賃貸人の指示する温度、湿度、その他良好な環境の保持等、善良な管理者としての注意をもって、当該物件を管理しなければならない。

2 賃借人は、物件を第三者に貸与し、又はいかなる権利の目的に供してはならない。

(条件変更等)

第5条 賃貸人は、賃貸借を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに賃借人に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 仕様書、入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの

優先順位が定められている場合を除く。)

- 二 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 賃借人は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、賃貸人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、賃貸人が立会いに応じない場合には、賃貸人の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 賃借人は、賃貸人の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後7日以内に、その結果を賃貸人に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、賃貸人の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、賃借人は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、賃借人は、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等又は物件の賃貸借に関する指示の変更)

第6条 賃借人は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は物件の賃貸借に関する指示の変更内容を賃貸人に通知して、仕様書等又は物件の賃貸借に関する指示を変更することができる。この場合において、賃借人は、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(物件の保守等)

第7条 賃貸人は、賃借人の業務に支障をきたさぬよう常時物件の保守の責に任じなければならない。ただし、賃借人の故意又は過失による場合はこの限りではない。

- 2 賃借人の事情により、物件について特別な保守を必要とするときは、賃貸人の承諾を得なければならない。
- 3 第1項ただし書及び前項の場合において、必要を生じた費用については、すべて賃借人の負担とする。
- 4 賃貸人若しくは賃貸人の使用人等を物件の保守管理のため、賃借人の所有する施設に立入するときは、必ず身分証明書を提示して、賃借人若しくは賃借人の指示により職務を行う職員の承諾を得なければならない。

(他の機械器具の取付)

第8条 賃借人は、物件に他の機械器具を取付けする必要があるときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとし、取付けに要する費用は賃借人の負担とする。

(物件の移転)

第9条 賃借人は、物件を頭書の賃貸借場所から移転する必要があるときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとし、移転に要する費用は賃借人の負担とする。

(賃貸借の中止)

第10条 賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸借の中止内容を賃貸人に通知して、賃貸借の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 賃借人は、前項の規定により賃貸借を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は賃貸人が賃貸借の続行に備え賃貸借の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃借人の請求による賃貸借期間の短縮)

第11条 賃借人は、特別の理由により賃貸借期間を短縮する必要があるときは、賃貸借期間の短縮変更を賃貸人に請求することができる。

- 2 賃借人は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃貸借期間の変更方法)

第12条 賃貸借期間の変更については、賃借人と賃貸人との協議にて定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、賃借人が賃貸人の意見を聴いて定め、賃貸人に通知するものとする。ただし、賃借人が賃貸借期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、賃貸人が賃貸借期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、賃貸人は、協議開始の日を定め、賃借人に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第13条 契約金額の変更については、賃借人と賃貸人との協議にて定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、賃借人が賃貸人の意見を聴いて定め、賃貸人に通知するものとする。ただし、賃借人が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、賃貸人は、協議開始の日を定め、賃借人に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、賃貸人が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に賃借人が負担する必要な費用の額については、賃借人と賃貸人との協議にて定める。

(一般的損害)

第14条 賃貸借期間内に、物件に生じた損害その他賃貸借を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、賃貸人がその費用を負担する。ただし、その損害のうち賃借人の責に帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(不可抗力による損害)

第 15 条 賃貸人は、天災その他の不可抗力により、物件に重大な損害を受け、これにより物件の賃貸借が不可能となったときは、賃借人に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、契約の解除を請求することができる。

2 賃借人は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、賃貸人が明らかに損害を受け、これにより賃貸借が不可能となったことが認められる場合は、賃貸人の契約の解除の請求を承認するものとする。

(物価等の変動に基づく契約金額等の変更)

第 16 条 賃借人又は賃貸人は、賃貸借期間内に予期することのできない異常な物価等の変動により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至ったときは、賃借人と賃貸人との協議の上、契約金額又は仕様書等の内容を変更することができる。この場合における協議については、第 6 条、第 13 条の規定を準用する。

(検査)

第 17 条 賃借人又は賃借人が検査を行うものとして定めた職員は、各月分ごとの賃貸借が完了した日から 10 日以内に、仕様書等に定めるところにより、検査を完了し、当該検査の結果を賃貸人に通知しなければならない。

(賃貸借料の支払い)

第 18 条 賃貸人は、前条の検査に合格したときは、各月分ごとに賃貸借料の支払いを請求することができる。

2 賃借人は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

3 賃借人がその責に帰すべき事由により前条の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第 19 条 賃貸人は、賃借人の承諾を得て賃貸借料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 賃借人は、前項の規定により賃貸人が第三者を代理人とした場合において、賃貸人の提出する支払請求書に当該第三者が賃貸人の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 18 条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(賃貸借料の不払に対する賃貸借の中止)

第 20 条 賃貸人は、賃借人が第 18 条に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、賃貸借を一時中止することができる。この場合

においては、貸貸人は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を賃借人に通知しなければならない。

- 2 賃借人は、前項の規定により貸貸人が貸貸借を一時中止した場合において、必要があると認められるときは貸貸借期間若しくは契約金額を変更し、又は貸貸人が増加費用を必要とし、若しくは貸貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 21 条 貸貸人の責に帰すべき事由により貸貸借を履行することができない場合においては、賃借人は、損害金の支払いを貸貸人に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から支払い済みの貸貸借料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 賃借人の責に帰すべき事由により、第 18 条の規定による貸貸借料の支払いが遅れた場合においては、貸貸人は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを賃借人に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 21 条の 2 貸貸人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、貸貸人は、賃借人の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、貸貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は貸貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸貸人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸貸人又は貸貸人が構成事業者である事業者団体（以下「貸貸人等」という。）に対して行われたときは、貸貸人等に対する命令で確定したものをいい、貸貸人等に対して行われなときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう、次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、貸貸人等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、貸貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に

規定する刑が確定したとき。

- 2 貸貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、貸貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

(賃借人の解除権)

第22条 賃借人は、貸貸人が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、貸貸借を履行することができないと明らかに認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 三 第24条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 四 貸貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（貸貸人が個人である場合にはその者を、貸貸人が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 貸貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、貸貸人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

第 23 条 賃借人は、第 22 条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（賃貸人の解除権）

第 24 条 賃貸人は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 第 5 条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 10 条の規定による賃貸借の中止期間が賃貸借期間の 10 分の 5 を超えたとき。
- 三 賃借人が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 賃貸人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

（解除の効果）

第 25 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する賃借人及び賃貸人の義務は消滅する。

2 賃借人は、前項の規定に関わらず、契約が解除された場合において、賃貸人が既に賃貸借を履行した部分（以下「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する賃貸借料（以下「既履行部分賃貸借料」という。）を賃貸人に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分賃貸借料は、賃借人と賃貸人との協議にて定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

（物件の返還）

第 26 条 賃借人は、物件を返還する場合には、原形に復し、返還するものとし、賃貸人は、直ちにこれに応じなければならない。

2 物件返還後における、頭書の賃貸借場所の補修については、賃借人の責により行うものとする。ただし、賃貸人の故意又は過失により賃借人の所有する財産等に損傷を与えたときの補修については、賃貸人の責により行うものとする。

3 賃貸人は、物件に賃借人の故意又は過失により欠損があると認めたときは、物件の返還を受けた日から 7 日以内にその旨を賃借人に通知するものとする。この場合において、賃貸人は賃借人に対して損害の賠償を請求することができる。

（保険）

第 27 条 賃貸人は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものをすみやかに、賃借人に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 28 条 貸貸人がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日から貸貸借料支払いの日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、賃借人の支払うべき貸貸借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、賃借人は、貸貸人から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第 29 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃借人と貸貸人とが協議して定める。

上記のとおり契約した証として、この証書 2 通を作成し賃借人と貸貸人とが各自保管する。

平成 年 月 日

賃借人 住所 名古屋市港区築地町 2 番地
氏名 分任支出負担行為担当官
名古屋港湾事務所長 池田 哲郎

貸貸人 住所
氏名

(別紙)

内 訳 書

車 種	小型貨物自動車 (〇〇社 車種)
形式等	
年 式	平成〇〇年式
外装色	
付属品	カーナビゲーション E T C サイドバイザー フロアマット タイヤチェーン リアシートベルト
台数	1台

中部地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札者心得

（目的）

第1条 国土交通省中部地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（一般競争参加の申出）

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

（入札保証金等）

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書の提出期限までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項本文の規定により入札保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。ただし、契約担当官等が認める場合に限る。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が振替国債である場合には、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに提供しようとする振替国債の名称及び記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの。以下「政府担保振替国債提供書確認資料」という。）を取扱官庁に

提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

6 入札参加者は、入札保証保険契約を締結し又は契約保証の予約を受けることにより第1項ただし書の規定に基づく入札保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該入札保証保険契約に係る証券又は当該契約保証の予約に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、工事請負契約における契約保証の予約に係る保証金額は、第1項の規定にかかわらず、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に該当する場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上、特定調達契約以外の契約にあつては、見積もった契約希望金額の100分の10以上とする。ただし、特定調達契約以外の契約にあつても、国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当することとなった場合は、見積もった契約希望金額の100分の30以上となるよう契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行わなければならない。

7 入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての振替国債については、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者決定後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当官等が示す図書（以下「入札関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において入札関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、公告、公示又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

- 3 入札書を電子入札システムにより提出する場合は、別添2の入力画面上において作成し、書面により提出する場合は、様式1により作成するものとする。
- 4 入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等へ提出しなければならない。
- 5 入札書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載して契約担当官等あての親展で提出しなければならない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 9 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札参加の取りやめ)

- 第4条の2 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。
- 2 前項の場合において、指名を受けた者は、入札辞退届を別添3の入力画面上において作成の上、入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出し、又は入札辞退届(様式2)を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、入札辞退届(様式2)又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。
 - 3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額を含む。)又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行っていない、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。
- 4 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（IC カード）を不正に使用してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 二 入札書の提出期限後に到達した入札
 - 三 委任状を提出しない代理人のした入札
 - 四 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
 - 五 入札書に添付して提出することが求められる工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札
 - 六 記名押印を欠く入札
 - 七 金額を訂正した入札
 - 八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 九 明らかに連合によると認められる入札
 - 十 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - 十一 その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
- 一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
 - 二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
 - 三 令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないと

き

四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第7条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）の次に有利なもの）をもって入札をした者を落札者とする。

2 国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当する入札をした者は、令第86条第1項に基づく契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として1回を限度とする。

2 再度の入札をしても落札者がいない場合は、原則として令第99条の2の規定による随意契約には移行しない。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10（工事請負契約については、当該契約が特定調達契約に該当する場合又は落札者が国土交通大臣が令第85条に基づき作成した基準に該当する入札をした者である場合は、100分の30）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、契約担当官等が認める場合に歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。
- 5 落札者は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 落札者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第1項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 7 契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての振替国債については、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証について

は、その受領書と引換えにこれを返還する。

(入札保証金等の振替え)

第11条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第12条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

様式1

(用紙A4)

入 札 書

一金

ただし

〇〇競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名(印)

(契約担当官等の官職氏名) 殿

様式2

(用紙A4)

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名(印)

(契約担当官等の官職氏名) 殿

別添 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している